

令和4年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月26日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和4年9月26日 午前10時51分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 報告事項
 - (1) 可児市個人情報保護条例のパブリックコメントについて
 2. その他

5. 出席委員 (7名)

委 員 長	山 田 喜 弘	副 委 員 長	大 平 伸 二
委 員	亀 谷 光	委 員	天 羽 良 明
委 員	澤 野 伸	委 員	板 津 博 之
委 員	奥 村 新 五		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	肥 田 光 久	総 務 課 長	武 藤 務
---------	---------	---------	-------

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮 崎 卓 也	議会総務課長	杉 山 尚 示
議会事務局 書 記	林 桂 太郎	議会事務局 書 記	桜 井 孝 治

○委員長（山田喜弘君） 委員全員おそろいですので、ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、1. 報告事項(1)可児市個人情報保護条例のパブリックコメントについてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総務部長（肥田光久君） すみません。よろしくお願いいたします。

実は、9月8日の総務企画委員会のほうで総務課長のほうから本市における個人情報保護制度の見直しを進めておるということで、12月議会のほうで条例を上程させていただきというお話をさせていただきました。その中で、9月下旬にはパブリックコメントを行いたいという御説明をさせていただいたんですけれども、その時点でまだパブリックコメントの原案ができておりませんでしたけれども、さきの庁議に諮りまして、成案ができたということで、今回こうした場を設けていただきまして御説明をさせていただきという運びとなりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総務課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（武藤 務君） よろしくお願いします。

先ほど、前回お話しさせていただいたことをちょっと最初の前段の辺が重なるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法が公布され、その中で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の2本の法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されました。あわせて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報の保護に関する法律において全国的な共通ルールが適用されることになりました。したがって、現在は本市における個人情報保護の運用根拠を可児市個人情報保護条例に置いておりますが、令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律に基づいて運用を行うこととなります。

ですので、現在の可児市個人情報保護条例は廃止することとなります。

そして、市の裁量によって決めることのできる運用範囲は大幅に狭まることとなります。次議会に新たな条例として（仮称）可児市個人情報の保護に関する法律施行条例として上程することを予定しておりますが、その中に規定できる内容は、1つには法律により条例に委任された事項、1つには法律により条例で定めることが許容された事項となり、ごく限られた内容となります。

パブリックコメントする内容について説明いたしますが、基本的な考え方としましては、

現在の可児市での運用ルールが継続できるような制度にしていきたいと考えております。

パブリックコメントの内容は、見出しに書いてありますとおり、可児市における個人情報保護制度の見直しということで、今回、議会も含んだ内容で行います。概要版ではない資料で順次、順番に説明させていただきます。

資料の1枚はねていただいて、ページ数のある4ページ物のほうで、概要版ではないほうで順番に説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1. 法改正の概要については、今申し上げた内容が記載されております。

2. 可児市条例の制定等についての2段落目についてですが、これから説明する内容についてですが、このことについては、令和4年8月26日に可児市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、市の答申した内容について適切である旨の意見をいただいております。

続きまして、制度の見直しに伴い必要となる対応です。

制度の見直しに伴い、(1)から(4)に掲げた事項について行います。

(1) 現条例は廃止します。

(2) 新たに可児市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、ア、条例委任事項及びイ、条例許容事項を規定します。

(3) 議会は独自の議会条例を制定します。

(4) 現条例の廃止、新条例の制定などにより、関連する例規の見直しを行います。

3. 新条例の骨子についてです。

ここで、法で委任または許容されている事項について、市の方向性について説明します。

条例に委任された事項について、(1)新条例に規定するものとして、ア、開示請求の手数料についてです。現在、交付する際にコピー料金等に相当するものとして手数料を徴収しております。引き続き、現在と同額の金額として運用することを考えています。

(2) 当分の間、新条例に規定しないものとして、ア、行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について、規定しないことを考えています。匿名加工情報の提案募集については、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、任意とされていることから、本市においては令和5年4月1日時点での施行は行わない予定です。

次に、条例で定めることが許容された事項についてとして、(1)新条例に規定するものとして、ア、個人情報ファイル簿について、法では1,000人以上の個人情報を取り扱うデータについては、個人情報ファイル簿を作成することが義務づけられました。市では、既に同様なもので個人情報取扱登録簿を作成していますので、1,000人に満たないものについても引き続き同様のファイル簿を作成することを考えています。

イ、不開示情報の追加について、情報公開条例との整合性を図るため、法令秘情報及び非開示情報に該当するもののうち、個人に係る部分について不開示情報として追加で規定する予定です。いずれも、現在の個人情報保護条例において開示しないものとして整備されているものになります。

ウ、開示決定等の期限について、法では、開示請求があった場合、30日以内に開示・非開

示などの決定をしなければならないとしていますが、現行の条例においては14日以内で運用しています。引き続き、14日以内で運用するよう考えております。加えて、開示決定期間を延長する場合についても、法は60日であるところ、本市では44日として運用していく予定です。

エ、審議会への諮問について、法では、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要である場合は、審議会に諮問することができる旨の規定がされております。本市では、当該諮問先を現在の情報公開・個人情報保護審査会とするよう考えております。

(2)新条例に規定しないもの、ア、条例要配慮個人情報について、法では、地域の特性その他の事情に応じて要配慮個人情報を追加して規定することができますが、法で十分網羅されていることから、追加して規定することは考えておりません。

イ、開示情報の追加について、情報公開条例との整合性を図るため開示情報を追加することができますが、該当するものがないため、規定することは考えていません。

その他、(1)現条例の運用を引き継ぐため、新条例に規定するものとして、現在条例に規定しておりますア、市長の調整及びイ、運用状況の公表について規定していくことを考えております。

4. 議会条例の骨子について、議会については新個人情報保護法の規律の対象となりません。このことについては、国のガイドラインなどにおいて、地方公共団体の議会は、国会や裁判所が行政機関個人情報保護法による個人情報の取扱いに関する規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外されております。しかしながら、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応の下、個人情報保護が適切に行われることが期待されるとされております。本市議会においては、法律、市が新規制定する条例の内容に即した内容で可児市議会個人情報保護条例を制定されるものと伺っております。

5. 今後のスケジュールについてになります。9月下旬からパブリックコメントを実施し、12月議会に関連する条例を上程したいと考えています。議決後は、4月1日に向けた準備として、職員に対する周知などを図ってまいります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 以上の説明についての質疑のある方は質問をしてください。

質疑はございませんか。

私のほうから質問しますが、パブリックコメントに当たって、参考になるようなものは何かつけるのでしょうか。

○総務課長（武藤 務君） 今考えているのは、こちらの概要版と、今説明で申し上げた本編のほうの2種類のを掲出したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） そのほかに参考になるものはつけないということですね。例えば全体像とか、4月1日施行予定の本法とか、そんなものは。つけている自治体もあるので、その辺はどうですか。

○総務課長（武藤 務君） 市民の方に分かりやすくなるようなものがあれば、考えたいと思

います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 委員の皆さんで御質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩します。

執行部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

その他事項になります。

議会報告会の件であります。総務企画委員会においては、可児J Cの皆さんにお願いをしつつ、市民の皆さんのほうにも来ていただければ議会報告会を行いたいと思います。

日程のほうを、11月7日の14時を一応予定しておりますので、よろしくお願ひします。

この日、中学校組合議会でしたかね、正・副議長は若干遅れるかもしれませんが、総務企画委員会としてはこの日に行っていきますので、日程の調整のほうをよろしくお願ひをいたします。

よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

11月7日ですので。月曜日です。

何か御意見があれば、いいですか。

〔「場所は」の声あり〕

一応、議会棟を予定しております。人数にもよりますけれども、第1委員会室と第2委員会室ですかね。分けるとか、グルーピングについては、また人数によって検討していきたいと思ひますし、あと課題としては、オンラインで参加したいという市民があった場合にどうするのかとかもありますので、状況に応じて開催をしていきたいというふうに思ひます。

では、この件について、終了します。

以上で本日予定した案件は全て終了しました。

そのほかに何かありましたらお願ひをいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月26日

可児市総務企画委員会委員長